

平成26年第1回砂川市議会定例会  
第2予算審査特別委員会

平成26年3月18日（火曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第13号 株式会社砂川振興公社に関し議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 砂川市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 砂川市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 砂川市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について

議案第23号 市道路線の認定について

議案第7号 平成26年度砂川市一般会計予算

議案第8号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計予算

議案第9号 平成26年度砂川市下水道事業特別会計予算

議案第10号 平成26年度砂川市介護保険特別会計予算

議案第11号 平成26年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第12号 平成26年度砂川市病院事業会計予算

散会宣告

○出席委員（11名）

委員長 北谷文夫君  
委員 飯澤明彦君  
増井浩一君  
多比良和伸君  
尾崎静夫君  
辻 勲君

副委員長 土田政己君  
委員 増山裕司君  
水島美喜子君  
小黒弘君  
沢田広志君

○欠席委員（1名）

委 員 一ノ瀬 弘 昭 君

○ 第2予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂 川 市 長 善 岡 雅 文  
砂 川 市 監 査 委 員 奥 山 昭

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副 市 長 角 丸 誠 一  
総 務 部 長 湯 浅 克 己  
兼 会 計 管 理 者  
総 務 課 長 安 田 貢 治  
市 長 公 室 課 長 福 士 勇 弘  
政 策 調 整 課 長 熊 崎 一 興  
税 務 課 長 峯 田 和 生  
会 計 課 長 福 井 哲 豊  
市 民 部 長 高 橋 正 人  
市 民 生 活 課 長 東 藤 恭 史  
社 会 福 祉 課 長 近 藤 恭 史  
兼 子 ども 通 園 セ ン タ ー 所 長  
介 護 福 祉 課 長 中 村 一 久  
兼 ふ れ あ い セ ン タ ー 所 長  
経 済 部 長 佐 藤 進 巳  
経 済 部 審 議 監 田 伏 清 之  
商 工 労 働 観 光 課 長 河 原 希 也  
農 政 課 長 小 林 哲 一  
建 設 部 長 金 田 芳 繁  
建 設 部 審 議 監 古 木 信 己  
建 設 部 技 監 山 梨 政 宏  
土 木 課 長 荒 木 政 武 雄  
建 築 住 宅 課 長 佐 藤 武 秀 樹  
建 築 住 宅 課 副 審 議 監 金 丸 秀 人  
建 築 住 宅 課 副 審 議 監 洪 谷 正 憲 治  
市 立 病 院 事 務 局 長 小 俣 正 憲 治

市立病院事務局審議監	氏 家	実
管 理 課 長	洪 谷 和	彦
経 営 企 画 課 長	山 田	基
医 事 課 長	朝 日 紀	博
地 域 医 療 連 携 課 長	細 川	仁
診 療 情 報 課 長	山 川 和	弘
附属看護専門学校副審議監	佐々木 裕	二

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 長	井 上 克 也
教 育 次 長	和 泉 肇
兼 スポーツ振興課長	
学 務 課 長	大 西 俊 光
社 会 教 育 課 長	
兼 公 民 館 長	山 下 克 己
兼 函 書 館 長	
学校給食センター所長	橘 加 奈 子

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選挙管理委員会事務局長	湯 浅 克 己
選挙管理委員会事務局次長	安 田 貢

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 進
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	小 林 哲 也

7. 本委員会の事務に従事する者

事 務 局 長	河 端 一 寿
事 務 局 次 長	高 橋 伸 二
事 務 局 主 幹	佐々木 純 人
事 務 局 係 長	杉 村 有 美

開会 午前11時26分

◎開会宣告

○議長 東 英男君 ただいまから第2 予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 東 英男君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

第2 予算審査特別委員長には北谷文夫委員、同副委員長には土田政己委員を指名します。

休憩 午前11時27分

〔委員長 北谷文夫君 着席〕

再開 午前11時28分

○委員長 北谷文夫君 議事に入る前に、本委員会に一ノ瀬弘昭委員が欠席しております。また、増井浩一委員が遅参という届け出がありますので、報告をいたします。

ここでお諮りを申し上げます。本日の委員会に村上新一氏から委員会傍聴の申し出がありました。このことについて許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することにいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時29分

◎開議宣告

○委員長 北谷文夫君 直ちに議事に入ります。

○委員長 北谷文夫君 本委員会に付託されました議案第13号 株式会社砂川振興公社に関し議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 砂川市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 砂川市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更

について、議案第23号 市道路線の認定について、議案第7号 平成26年度砂川市一般会計予算、議案第8号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 平成26年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第10号 平成26年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第11号 平成26年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号 平成26年度砂川市病院事業会計予算の15件を一括議題とします。

お諮りいたします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款項ごとに、続いて継続費、地方債及び歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出、事業会計の収入支出を一括審査する方法を進みたいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第13号 株式会社砂川振興公社に関し議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 砂川市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。

沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、議案第18号、砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例ということで、本会議場で総括を通しながら、市の考え方を含めて、利用状況を含めて、そしてその効果についてもお聞かせをいただいたところであります。そこで、この条例改正の条文だけではちょっとまだわかり切らない部分もありますし、結構概略も含めて内容も答弁いただいたところでもありますけれども、いま一度もう少し詳しく説明というか、お聞かせいただきたいと思うのですけれども、まず今回は制度融資の関係であるということでは理解させていただきましたし、なおかつ今回の制度融資自体は現行のときの運転資金、設備資金が改正案での運転資金、設備資金におけるそれぞれ利子補給率とか保証料の関係ということでは総括を通して聞かせていただいて、何となく理解をさせていただきました。それで、まず初めに先ほどお話ししましたけれども、いま一度制度融資の中身、比較も含めてもう少し詳しく聞かせていただけないかなというふうに思います。お願いいたします。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 まず、ご質問の内容ということで、もう少し詳しくということでございますので、委員さんの今おっしゃられた運転資金の部分は設備資金と異なりまして、利子の補給がなかったと。さらには、保証料が半額だったところを設備資金と同じ補給状況にしたというのが条例の改正でございます。さらに、これは条例部分ではないのですが、規則のところでももう少し詳しく申し上げます。

まず、運転資金につきましては、これ融資の金額の区分と期間の変更ということでございます。100万円以内の融資期間1年以内という現行の部分と100万円未満、融資期間は同じく1年以内、さらに100万円超え300万円以内の融資期間3年以内を100万円以上300万円未満の融資期間3年以内、さらに300万円超え500万円以内、融資期間5年以内のものを300万円以上500万円以内の融資期間7年以内というふうに変更するものでございます。さらに、設備資金につきましては500万円以内、融資期間を5年以内としていたものを500万円未満、融資期間5年以内、500万円超え1,500万円以内の融資期間7年以内を500万円以上1,000万円未満の融資期間7年以内、さらに1,500万円超え3,000万円以内の融資期間10年以内を1,000万円以上3,000万円以内の融資期間15年以内、さらには10年を超え15年以内の利率につきましては長期プライムレートということではなくてプラス0.3%の上乗せということの改正でございます。さらに、融資の条件でございます。融資投資額の100分80、こちらを100分の100にするというのが詳細の改正内容でございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 詳しく答弁いただいたことで、その点については大分理解させていただきました。そこで、現行と今回改正の中で金額区分の中でも今までは以内であったのが未満にしたとかということもあるのですけれども、この辺こういった形で変わることによって利用する側にとってはどういうふうなメリットというのか、考え方がされるのか、市としてどのように押さえているのか、その辺を聞かせていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 今回未満、以上という微妙な言葉の改正でございますけれども、基本的に今の制度でいくと1年間に100万円を返すという、単純に今まで100万円の融資については1年以内というふうになっていたものを未満と変えることによって100万円を切った形の返済になるので、これは返済するほうとしても利用しやすい。これは、会議所のほうで今までの制度融資を受けている中での企業の方々からの声ということでございまして、運転資金につきましてはそういう改正ですけれども、設備につきましては借りる単位が500万円というきっちりしたものと1,000万円という極端なものと大きく大体このぐらいに分けられる傾向が多いといったことで、500万円につきましても7年以内というふうにしましたし、1,000万、これについても15年という中で運用していくという、これは要望もございまして、その中で私たちのほうも改正をしたいというふうに考えたところでございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 以内と未満という考え方については、これによって利用されるだろう市内中小企業の皆さんにとっても大きなメリットがあるというふうな今ほどの答弁を聞かせていただいて、私としては理解させていただきたいなというふうに思います。

そこで、今回先ほど初めに答弁もいただいておりますけれども、融資期間自体も今までの現行とは違って若干延ばしているということでは、恐らく利用して返済する関係では年間の返済金額も含めたら今までよりは返済が軽くなるということでは運転資金も、場合によっては設備資金においても今後企業発展において大きなプラスになるのかなというふうには思っておるのですけれども、そういったことが前提で、含めて、期間がこのように変わってきたというふうに受けとめていいのかどうか、この辺聞かせていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 会議所のほうからの要望というか、その辺の調整、まちの方からお声も聞きましたし、金融機関通してもやはり利用の関係というのはどうしてもきついのだというお話でございました。今回それも含めて運転資金の利率、これも2分の1補給、さらには保証料全額ということになりますと、結果的に今長期プライムレートが1.2ですから、運転資金が利子補給が2分の1、保証料が全額ということになると実

質0.6%で借りられるという、他にはとてもない優遇された融資制度ということになりまして、会議所、さらに金融機関もそれぞれプロパーの融資持っているのですけれども、それについてはどうしても利用者側の立場に立って有利なほうを推薦するというか、推すという、お示しするということはしていただけるというお話もいただいておりますから、今後0.6%の融資という、極端に言ったらそういうことになりますので、利用者の活用がふえるというのは会議所、さらに金融機関からも聞いております。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 今ほどの答弁を聞かせていただきながら、ある面では今回の改正は重要なことであり、大切な部分で、利用されるであろう市内経済界の中小企業にとってもひょっとしたらこれがある部分では市の制度が変わることによって起爆になって、場合によっては今ほど答弁いただいた部分では金融機関だとか商工会議所の事前に持っているものと抱き合わせ、もしくは道の融資といったこととうまく連動されていくというふうを受けとめてもいたのだけれども、そういった形でいいのかどうか、確認で聞かせていただきたいと思っております。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 今おっしゃるとおり、例えば1,000万の融資ということでありまして、500万と500万に分けて他の制度と抱き合わせで使っていただくということは十分考えられるということで聞いておりますから、私どものほうとしては効果的な活用を願っているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 今回の改正に伴う制度融資、運転資金もしくは設備資金の関係について、どのような内容なのかについては詳細も含めて理解をさせていただきました。今回改正ということで、これ平成20年のときに、特に運転資金の関係は利子補給含めて保証料の関係も残念ながら改正でなくなってしまったという。私もこのときにぜひなくしてほしくないという気持ちで当時改正案出たときに反対はさせていただいたのですけれども、今回改めて6年、7年ぶりぐらいですか、こういった形で改正をされたということでは、ある部分では商工会議所自体も新規での要望もあったかもしれませんが、これによって中小企業等においても大きな貢献になるのかなということについては、大変こういう提案をしていただいたことには感謝申し上げたいし、ある面では敬意を表したいというふうに思っています。

そこで、今回こういった形で変わって改正もされたわけですが、これは砂川市としては新たに改正、私は復活してくれたのかなとは思いますが、これ空知管内を通して見たときの砂川市の今回の改正というのは、他市の状況を含めながら、結構他市でも保証料全額補給しますよ、利子補給の関係もやっていますよということはあるのですけれども、その中で1例もしくは2例ぐらいを含めながら、他市の状況も話ししてもらえればありが



たいと思うのですが。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 空知管内の調べたデータでご答弁申し上げますけれども、まず運転資金の利子補給をしている市町につきましては9市町ございます。さらに、保証料の全額、これにつきましては7市町というふうになっておりまして、うちのほうではその部分がなかったものですから、制度融資自体も充実して、これはそういうトップというのですか、補給内容をしているところと肩を並べるという条例に合わせたということで、今後も活用を期待したいと思っております。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 砂川市だけではなくて砂川市の近隣、この空知管内においての状況ということで答弁いただきましたけれども、利子補給については9市町、保証料については7市町が全額補給しているということでは、やっど他市の状況と砂川市も肩を並べてきたのかなと。内容的には、結構砂川市も優遇している内容ということで私は理解させていただきたいと思っています。総括質疑の中でも聞かせていただいておりますけれども、まさにアベノミクスで経済界がいいといいながらも、やはり地方の中小企業含めた零細企業も決してまだそこまで至っていないといったことでは、今回の改正を通して砂川市内の経済界がさらに発展できる一つの機会になるのかなと思いますし、さらには4月1日から消費税も上がってきますし、もう駆け込み需要だなんていいながら、結構チラシも消費税前、増税前なんて書いてたこともありますけれども、消費税が上がることによって今まで負担していた部分がさらに負担がふえるということでは、これも私は貢献してくれるのかなと期待もしていますし、なおかつ北電さんは電気料も値上げをして、また再値上げしようかなんていうこともあるわけですから、そういったことでは大変厳しい。中小企業零細、市内においても一生懸命頑張っているかと思っておりますけれども、そういったことでは私なりに思うのは、この制度が改めて平成20年になくなって以来復活して改正されるということに対しては大変ありがたく思いますし、今後ぜひ一層のPRも含めながら、利用させていただいて、砂川市の経済発展に貢献していただくことをお話しして、終わりたいと思います。

これで質疑は終わります。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 砂川市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号 砂川市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 この条例は、市立病院の病床数を削減するという条例で、しかも精神病床の88床あったものを8床減らすという条例の提案になるわけですが、補正のときに増山委員のほうから精神病床の関係は出ていたので、その辺は省くのはいいのですが、普通はいわゆる病床を削減するというのは、医師の確保が困難だったりとか、あるいは看護師さんが足りないからとかということが多かったと思うのですが、今回精神病床を8床減らすということについて、そういう要因というのはなかったものなのか、あるいは8床減らしても影響はないのかどうかお伺いしたいと思うのですが。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員の質問に対する答弁は午後1時から受けます。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 0時57分

○委員長 北谷文夫君 休憩中の委員会を再開いたします。

午前中の小黒委員の質疑に対する答弁を求めます。

市立病院管理課長。

○管理課長 渋谷和彦君 それでは、先ほどのご質問についてご答弁申し上げます。

まず、ご質問についてですが、通常であれば病床数を削減するといった要因になるのは医師不足ですとか看護師さんの不足、そういった要因が一般的だと。そういったものが当院にあったのかというご質問だったというふうに思っております。それにつきましては、現在精神科の医師につきましては4名、それから看護師につきましては32名を病棟に配置しております。この人力的なものは、病床数を88床としても診療報酬上、施設基準を見てもそれが不足しているといったことにはなっておりません。今の当院の精神科につきましても急性期医療といったものを行っておりますので、どうしても在院日数が短くなる。そういった中では、患者さんの数も減ってきている。そういったことを受けた中での今回8床の減少といったものの一つの要因となっております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 以前は、精神病床というのは90%を超えて、病床利用率に貢献しているというのは変な話だけれども、そのような状況がずっと続いていて、新しい病院になってからだと思うのですが、一気に、この前のお話だと今現状は72%という話があり

ましたよね。これは、もう本当にびっくりで、確かに病院から在宅にというのはわかるのだけれども、本当にそれでやっていけるのかなというところもあたりして、その流れは流れとして、うちはこうやって減らしていったとしても連携というのか、そういうようなこともちゃんとできているのかなというふうに思うわけです。つまり急性期だからといいながら、さっきの話ではないけれども、急性期を脱した人たちだって、まだ在宅に帰れない人だっているのではないかなと思うのですけれども、その人たちをどこかに出すのか、在宅に無理やり行くのかしながら、病床利用率が減って行ってしまった。でも、病床利用率が減ることが決していいことでもないような気がするわけです。そんなようなことから、特に砂川市立病院の精神病床のあり方というか、以前は500床というのは多いのではないかと、この新しい病院をつくるときに。もうちょっと精神病床が少なくなれば、この本館だけでもやれるのではないかと僕は議論したことがあるのです。南館をわざわざお金10何億もかけてつくらなくてもいいのではないかと考えていたのですけれども、この調子だと72%で、これ8床減ったからとそんなに病床利用率上がるわけでもないし、今後まだまだ削減する余地みたいなものが出てくるのではないかという気がするので、その辺の方向性みたいのもあわせてお伺いできればと思うのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 市立病院医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 まず、病床利用率が72%ぐらいに落ち込んでいるという部分でいきますと、やっぱり国が平成16年に出した精神保健医療福祉の改革ビジョンという、その中で全国で7万床を10年間で削減するのだという国の方針にのっとってやっていますので、そういった部分では確かに病床利用率の低下というのは当院でも見られていると。それと、委員さんおっしゃるとおり入院医療から地域に帰すのだと。砂川の場合は、それらの方々を受けとるだけの、例えば今新築していますけれども、慈恵会病院さんであるとか、グループホームであるとか、ケアハウスがあるとかという、そういった受け皿ができていますので、そういった地域に帰すことが可能であるというふうに考えています。それで、80床まで落とした病床数が今後どうなるのかというのは、ちょっと現時点ではまたさらに削減するとか、またもとに戻すとか、そういったところの議論はまだされていませんけれども、さらにもっと下がるようであれば削減も必要になってくるかと思いますが、現時点ではふやすとも減らすとも言える状況にはないというところであります。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 以前にもその議論のときに、一回削減したら病床というのはもとに戻せないのだというのはよく言われたことだったのですけれども、今の課長の話だと何だかまた戻せるような話なのだけれども、そこのところはやっぱり削減してしまおうと、これをもう一回なんていうそんな都合のいいことにはきつとまらないのではないかと思うのでこちょっと確認したいのと、今の砂川の市立の精神科であっても、例えば長く入院してしまっていると診療報酬に影響があるみたいなことはあるのですか。

○委員長 北谷文夫君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 まず、病床数をまた戻せるのかという部分でいきますと、医療法の中で基準病床数というのが規制されていて、一般病床でいきますと2次医療圏ですので、中空知管内で何床というのが決まっているのですが、結核病床、精神病床につきましては北海道全体で何床というふうに決まっているものですから、たしか今オーバーベッドになっているはずですので、とにかく削減して、アンダーになればまたふやすことは可能なのかもしれませんが、オーバーのまましているとそれを復活させるということは厳しいと思います。

それと、診療報酬上の影響ですね。たまたまことしの4月に診療報酬の……

〔「それじゃなくて、ずっと長くいると」と呼ぶ者あり〕

長期にいとですね。今当院の精神病床では13対1の入院料というのを算定しております。その中で平均在院日数というのは、制限ありまして、70日以下でやりなさいよという縛りがありますので、長い患者さんがいるとやっぱり平均在院日数に影響は出てくるのですが、短期で入退院する方もいらっしゃいますので、そういうのひっくるめて計算しますので、今までとはそう変わらない運用でやっていけるとは思いますが、ただ入院期間が1年も2年もという方は今はもういなくなっているのが現状です。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 総括質疑の中で診療報酬の改定の話は聞いたのですがけれども、私は私なりに厚生労働省のホームページ見たり、総括に備えて調査はしてきたのですがけれども、そのときに500床という病院の病床数のあり方がどうも気になっているのです。500床以上なのか、それ以下なのかということによって、今回の精神科の削減で全体としては病床数が500以下になるわけですね、これ。何かその辺の影響というのがないのかあるのかというふうにちょっと疑問に思っているのですがけれども、これ微妙な減らし方なものだから。その辺のことはもし何かあるのだったら、話を聞きたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市立病院医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 今回の診療報酬改定の中には、要は許可病床数ですので、一般とか精神とか関係なしに総ベッド数が500床以上の病院で紹介率が低い病院については、初再診料を減算しなさいというルールが今回新たに出てきました。なおかつ、初再診料を減算するのに加えて30日を超える投薬をした場合に処方箋料であるとか薬剤料を100分の60で算定しなさいですので、40%カットしなさいというようなルールが出てきています。これは、入院機能と外来機能を切り分けるのだという国の方針に沿っているものだと思いますし、大病院は入院を中心にやって、中小病院・診療所は外来を中心にやって、それと大病院とうまく連携しなさいという流れを意味した点数だというふうに受けとめております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そちらのほうでちょっと聞いていいのかな。今500床というのが一つの区切りになっているような話はあるのだけれども、紹介率の話ありましたよね。うちの病院は、紹介率、今のポイントからしてみると診療報酬改定にどういうふうに具体的に、つまり適用になってしまうのか、500床のままでいると経営上厳しくなっていってしまうような要因になっているのかどうなのかというのをちょっといいですか。確認をさせてください。

○委員長 北谷文夫君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 今回新たに適用されるルール、紹介率の低い500床未満の病院に、細かく言いますと紹介率が40%以上、逆紹介率が30%以上という基準になるのですが、当院の場合は近隣に病院が少ないということもありまして、その基準には達していませんので、このままでいくと減算を受ける対象になるということになります。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 紹介率の関係です。これが大きな要因になっていると思うのですけれども、また地域包括ケアの話になるけれども、この逆紹介というのが非常に大事なパターンになってくると思うのだけれども、さっき紹介率が40と逆紹介が30というのが基準になるのだという話だけれども、今の現状としてはどのぐらいなのか。

○委員長 北谷文夫君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 紹介率でいくと30%前半ぐらいで、逆紹介は20%ぐらいになっていると思います。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号 市道路線の認定についての審査に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これは、確認だけなのですけれども、路線の名前なのですけれども、今までスマートインターの関係言うと（仮称）がついて、この名前がいつも出ていたのですけれども、路線のときには（仮称）というのではなくて、まさに今書いてある砂川SAと読むのか、スマートインターと読むのかどうかかわからないけれども、こういう名前が正式につくということかどうかだけ、ちょっと確認させてください。

○委員長 北谷文夫君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 今回議案で提案させていただきました砂川SAスマートインター線でございますが、市道の路線名につきましてはこれまでも地先の住所を市道路線名に取り入れてきたところでございます。今回の市道、砂川SAに建設するスマートインターチェンジに接続する路線であることから、今回このように砂川SAスマートインター線という名前を選定させていただいたところでございます。ですから、決まれば議案に書いてある、工事名のところに書いてある、8款に書いてあるところの（仮称）というものはとれるものというふうに考えるところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ちょっとごめん。わからなかった。何に書いてある仮称はとれるとおっしゃったのか。

○委員長 北谷文夫君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 予算書でございますけれども、予算書のほうに工事名を書かせていただいたのですけれども、あちらのほうに仮称と書いてあるのもこれが通ればとれるというふうに考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 となると、これからのあそこの呼び名というのは正式に砂川SAスマートインターというふうに考えていいということまでこれは影響しているということですか。

○委員長 北谷文夫君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 いいえ。それは、インターの名前はこれから協議会の中で決め

ていくこととなりますので、ただ今回は工事等ございますので、前段で市道認定をしなければならないということとなりますので、市道名について先行させてこのような形で提案させていただいたところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今さらなのだけれども、すごくわかりづらいといえわかりづらいよね、これ。砂川SAって何だろうという。ちょっと珍しいのではないかなと思うのだけれども、これってよく何とか通りとかと仮称で呼ぶ場合ってあるではないですか。それはそれで別であっても、要するに台帳あたりに載るものとしての……

〔何事か呼ぶ者あり〕

そうそう。そういうふうに解釈していいのかな。

○委員長 北谷文夫君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 今のSAという表記の仕方についてのお話かと思うのですが、このような書き方につきましては全国ほかにも事例がございまして、栃木県のほうなのですけれども、栃木県の県道と東北自動車道を結ぶ路線にちょっと事例でございましてけれども、栃木県道352号佐野SAスマートインター線というのもございます。これは、23年に共用開始しております。そのような観点からいっても、このような市道名は適切だというふうに判断しているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより予算に入ります。

議案第7号 平成26年度砂川市一般会計予算の歳出から審査に入ります。

それでは、84ページ、第1款議会費、第1項議会費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。86ページ、第2款総務費、第1項総務管理費。

水島美喜子委員。

○水島美喜子委員 総務管理費の中の8目で、95ページになります。8目の交通安全推進費の中の交通安全推進に要する経費の中で、交通安全推進委員会交付金というところが



あるのですけれども、この交通安全推進委員会というのはどのような形で組織をされているのかお聞きしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今お尋ねの交通安全推進委員会の件でございますが、砂川市の交通安全運動は砂川市交通安全推進委員会が中核的な役割を担ってさまざまな事業を展開しております。その事業の内容としましては、4期の10日間の交通安全運動期間中には関係団体と協力しまして交通安全を啓発するパトライト運動のほか、児童生徒の登校、下校時には市内を循環し、交通安全指導、啓発、また2月には新1年生を対象とした新入学児童交通安全教室、また夏場には小学校での青空教室、市内老人クラブでの交通安全教室、また市民関係団体の協力を得まして300人以上で一斉旗の波運動などさまざまな運動を展開しております。

○委員長 北谷文夫君 水島美喜子委員。

○水島美喜子委員 たくさんの方たちで組織された中でいろいろな交通安全に関する活動をされているのがわかりましたけれども、1月の委員会のほうでも報告されまして、また今年度の市長さんの市政執行方針の中にもありましたように、本年1月1日をもって交通死亡事故ゼロ500日を達成したということで、道のほうからも表彰されているというご報告がございました。これは、砂川市民を交通事故から守る一斉旗の波運動、これも年々企業さんですとか団体さんたちがふえておりまして、本当に功を奏しているのではないかなと思っております。

先月交通安全の講習会がございまして、その中で特に自転車利用者対策についてということで話をされておりました。年々自転車関連の事故がふえているということで、そういうことから道路交通法の一部が改正されまして、今後指導ですとか、また取り締まりも強化していくというお話がございました。主な禁止行為というのを参考までにちょっとお話しさせていただきますと、信号無視ですとか一時不停止の場合は3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金、また2人乗り、無灯火、ヘッドホンを使用して自転車に乗るとき、5万円以下の罰金ということも話されておりました。そして、飲酒運転なのですけれども、当然なのでしょうが、5年以下の懲役または100万円以下の罰金ということも話されておりました。特に自転車と歩行者との事故というのが非常に多発しているということも言っておりまして、神戸の事例なのですけれども、昨年小学校の5年生の男児が自転車で坂道を下った際に60代の女性に衝突をして重い障害を負わせたという事故で、神戸地裁が男児の親に約9,500万円という賠償の支払いを命じたということが新聞にも載っておりました。この講習のときにもお話ししておりましたけれども、ほかにも多額の賠償事例というのが出てきているようでございます。また、そういうこともありまして、全国の30自治体が自転車の安全利用に関する条例を施行して、自転車保険加入を努力義務と定めているところも多くなっているということでございます。道内でも学校とタイアップ

をしましたり、また高齢者を対象とした自転車安全指導という講習、そういうものも始まっているようにございますけれども、子供さんばかりではなくて保護者の方など多くの方に自転車の安全利用について指導ですとか、また周知をしていくことが急がれていることと思います。そういう活動のご予定についてはいかがかお聞きしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 先ほど前段に委員さんがおっしゃいましたとおり、1年間、今までも交通安全運動のいろんな団体の地道な活動が実りまして、先ほど交通死亡事故ゼロ500日ということだったのですけれども、きょう現在で571日で、昭和38年以降は砂川市としましては歴代3番目の記録となっております。

あと、お尋ねの道路交通法の改正の件に関してなのでございますけれども、先ほど言いました自動車の悪質危険運転の罰則強化もありますし、自転車の規定の強化、自転車の賠償保険の関係もございましては春と秋に全世帯に配布する交通安全新聞というのがございまして、こちらのほうと、あと交通安全推進委員会の中には町内会連合会、老人クラブ、PTA連合会、砂川市校長会の方も委員としておりますので、またこちらのほうと教育委員会のほうとも連携をして周知してまいりたいのと、あとまたさまざまな事業を実施するときに重ねて周知してまいりたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 水島美喜子委員。

○水島美喜子委員 自転車もスピードのとても出るものとか多様化しているのではないかと思いますけれども、自転車が歩行者の延長ということではなくて車両扱いになっているという意識を皆さんが十分に持っていただいで、安全に利用していただくことが本当に大事なことだと思っておりますので、そういう指導ですとか、また周知に対しては早目に皆さんにやっていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

終わります。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 それでは、総務管理費の中から幾つか質問させていただきます。

まず、87ページ、庶務事務に要する経費の中で北方領土復帰期成同盟負担金というのがあるのですが、こちらの中身についてお伺いいたします。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 北方領土復帰期成同盟の負担金についてのご質問であります。こちらにつきましては、北方領土の祖国復帰について国民世論の啓発、結集を図るために、その平和的な祖国復帰を促進するというところで、北方領土復帰期成同盟、団体としてございしますが、そちらのほうに負担金として毎年度1万円を支出しているものであります。普通会员としての負担金であります。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 負担金は金額的には大きいものではないのですが、負担金を出

す以上、何か市としての取り組みというものがあるのか教えていただきたいなと思います。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 北方領土復帰期成同盟におきましては、先般2月にも空知管内の市民への理解を広める集いというもので、今回は当市が開催市ということで交流センターゆうでそういった集いを開催して、北方領土のこれまでの経過等を振り返りながら、署名などもいただき、啓発運動を進めてございます。そのほかこういった市、町民の集いのほかにも啓発事業としましてパネル展ですとか、あと全道規模では高校生の弁論大会なども開催されているというところでございます。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 取り組み、2月に行われたやつも参加させていただいたのですが、持ち回りでやっている何年かに1回かという形だったのかなというふうに思うのですが、今後もそういう形で、ことしに関しては去年やったので、恐らく持ち回りの形ではないのかなと思うのですが、道とのそういうのがあったとしても、市としてもうちちょっと取り組みがないものかどうかお伺いしたいです。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 当市独自の中では、そういった集いという事業の展開予定は現時点でございませんけれども、例年この北方領土復帰期成同盟に関しましては市内でもこちらの担当の役員の方のご協力を得ながら、推進員の方のご協力を得ながら、緑と花の祭典の際に署名運動を行い、毎年200から300筆の署名をいただいている。もちろん同会場では、推進員の皆さんにも同じようにご尽力いただいているところではありますが、こういったことでイベントでの署名活動というものをことしも実施してまいりたいと考えてございます。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 署名活動は、どこのどういう場面でもどういう団体相手にもできる活動なのかなと思いますので、もうちょっと回数あってもいいのかなというふうに思います。

次に行きます。91ページ、ホームページに要する経費なのですが、インターネット環境というか、今までですとウィンドウズの関係でどんどん更新されてきている部分あるのですが、砂川市のホームページはウィンドウズ8の対応という形で見るとちょっと旧式なホームページの状態で、ウィンドウズ8の能力を生かすようなつくりにはなっていないというふうに思うのですが、こちらのホームページの更新ですとか今後の予定について何かあればお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 福士勇治君 現在砂川市のホームページにつきましては、無償のソフトウェアでズープスというものを利用してホームページを運用しております。これまで委員会などの答弁でも改善していきたいということで答弁させていただいておりますが、平成

26年度において今のホームページでできること、できないこと、先進的なホームページなども見ながら、どのようなホームページが砂川市にふさわしいのかというのを26年度中に固めまして、一定の方向性を定めたいと考えております。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 いろんな他市町村で非常にインパクトのあるホームページ等もございますので、参考にしながら更新していただければと思います。

次に、93ページ、公用車の管理に要する経費の車両管理員報酬というのがあるのですが、車両管理員の主な仕事というのを教えてください。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 車両管理員につきましては、嘱託職員でありまして、市所有の車両の配車及び更新があるときに事務を取り扱っておりますし、また起きてはいけませんけれども、万一事故が発生してしまった場合には事故現場に行きまして、そういった処理の基本的なところを、また車検整備についての取り扱い、また例えば新採用職員が運転を始めていくに当たっての運転の研修、技術指導と、そういった役割を担っております。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 この管理員になるための例えば資格ですとか能力ですとか、何か必要なものというのはあるのですか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 当該職員に関しまして、必ず必須の資格というものはございません。現在は、車両業務に精通している方に就任していただいております。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 年間の業務量的にというか、ほぼ毎日仕事があるような状態と考えてよろしいのですか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 嘱託職員でありますから、勤務時間4分の3勤務ということで、日々勤務しております。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 それでは、続きまして95ページ、移住定住促進に要する経費なのですけれども、今年度の取り組みを教えてください。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 熊崎一弘君 移住定住の関係でございますけれども、昨年、一昨年と東京、大阪へ行行ってそれぞれキャンペーンを張ってきたわけなのですけれども、2年間終わったということで、今回はキャンペーンについては取りやめといいますか、中止いたしまして、内部的な市内の協議会等と連携とりながら移住定住のお試し暮らし等々の砂川にお越しの方にサービス提供をしていきたいと考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 今まで大阪、東京、移住定住の暮らしフェアというところに参加してきて、興味のある方、ない方、興味のある方に情報提供いただいて、その情報をもとにこちらからいろいろアクションを起こしていたというような形だったと思うのですが、それを今回は経費的にも抑えられていたのも、ちょっと方向転換するのかなというふうには見てはいたのですが、わかりました。今回は、もうちょっと内々で煮詰めるというような形なのかなというふうに思いました。

次、交通安全の推進、水島委員からも今質疑があったわけなのですが、こちらの中で市内一斉旗の波運動ということでやられていると思うのですが、参加しながらいつも思うのが、何かああいうのはやっぱりその啓発活動に参加する人が一番みずから啓発になるというような趣旨でいいと思うのですが、余りにも旗を並べて立っている時間が短いような気がするのです。何かちょっと写真を一枚撮るためのパフォーマンス的なところに感じてしまう部分があるので、あれってどうにか改善する余地はないのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 先ほどの旗の波なのですが、大体先ほど申しましたけれども、去年で325人ほど参加していただいています。啓発時間が20分ということではありますけれども、ここで通行する方にも訴えることもございますし、またこの運動期間中が10日間ということで、旗の波以外にも交通安全協会とか指導員会も、指導員会については朝立哨してございますし、あとパトライトも夜間に開催しております。ですから、交通安全期間中の運動としましてはこの旗の波以外にもございますので、いろんな時間帯にいろいろな方向で啓発していくというように考えてございます。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 確かにあれだけの人数長い時間拘束するというのはなかなか難しいのかもしれないと思うし、あのものが大きく取り上げられれば、それを見た、新聞記事ですか、そういう部分での啓発にはなるのかなとは思いますが、何となくちょっとそういうふうを感じる部分がありましたので、聞いてみました。

次、97ページです。自動車騒音常時監視調査委託料というのがあるのですが、恐らく毎年のようにやられている部分なのかなと思うのですが、これが毎年やる必要があるのか、それともこれによって何がどうなるのかというのはちょっとわからないので、教えていただければ。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、この調査につきましては、市内の幹線道路の自動車騒音を測定、道路から50メートル以内の自動車騒音の大きさを調べて、その区域内の住環境の環境基準を超える戸数、あとその割合を把握するものです。これにつきましては、平成24年の4月に、今までは北海道でやっていたのですが、市のほうに権限移譲

された事務でございます。実際これにつきましては、市内4カ所の道路の騒音を測定しまして、その測定した数値を持って環境省のほうへ報告をするような形になっています。ただ、26年度に測定した結果というのは来年の夏ぐらいにそれを今度環境省に報告して、12月ぐらいに環境省のほうで、同じ国道12号でも市でいろいろはかってございますから、その中である程度凹凸ができるということで、平準化する作業をするため、その結果というのは12月ごろとなります。

あともう一件、ではこれは何のためにやっているのかということになりますけれども、当然それぞれ道路の大きさによって環境基準というのがあるのですが、その環境基準を超えているかどうかというのがもう一点と、国道12号線ですと環境基準って70デシベルというところで、これは昼間なのですけれども、24年のお話しさせていただくと、ここが若干71.3デシベルというように超えています。ただ、環境基準のほかに要請限度の数値というのがございまして、これが国道の場合には75デシベルということになりまして、ではこの75デシベルを超えたときにはどうするかといいますと、公安委員会に対しまして対策を講じるよう要請することができます。ただ、砂川市の場合にはこの環境基準というのを超えてはいますけれども、要請限度までにはいっておりません。ただ、数値は高いということですので、先ほど言いましたとおり交通安全運動のほうとあわせてスピードダウン等と呼びかけていきたいと思っています。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 公害対策なので、騒音調べて、それがスピードなのか、道路状況なのか、いろんなものを調べるためのデータの一つという考え方でよろしいのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 そのとおりでありまして、私今公安委員会にということであつたのですが、公安委員会のほうから、例えば道路の路面の状況に原因があるということであればそこを整備していただくようにそこを通して依頼もできますし、もしくは制限速度、市内って50キロなのですけれども、それを落とすということであれば制限速度を40キロにするというような手だてがあると思います。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 わかりました。

次に、101ページ、地域公共交通の検討に要する経費ということで、今回は基本的には実証実験等とか、そういうものがないのかなというふうには思うのですが、それを精査する1年になるのかなというふうには思うのですが、地域公共交通の今後のスケジュールですとか方向性があれば教えていただきたいなど。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 熊崎一弘君 地域公共交通の検討に要する経費に関するご質問でございます。今回の経費については、基本的には交通会議という組織で会議の委員さんを招集し

て検討していただく費用を交通会議のほうに負担をするという経費になっているところ  
でございます。24年度から交通会議を開催させていただきまして、今の生活交通ネットワ  
ーク計画という計画をつくるべく実施検討、計画をつくる検討をしているところでござい  
まして、今月末には素案部分を検討していただくという準備になっておりますし、新年度  
に当たってもその計画の計画づくりを引き続き行いながら、新たな公共交通をどうしてい  
くかということを検討していきたいと考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 ことは、そういう意味で煮詰めるという部分なのかなと思いますが、  
新年度に向けて何らかの方向性を出すための準備ということで受けとめてよろしいでしょ  
うか。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 熊崎一弘君 新たな公共交通、いろいろ昨年来、地域説明会等々も入ら  
せていただいておりますけれども、一番早い時期から考えますと今年10月から新たな交  
通を考えていくというか、実証をスタートしようというような、一番早い時期では10月  
という可能性もあるのですけれども、それらを今計画立てている時期でございますので、  
ことしから来年にかけては積極的な活動を検討をしていきたいと考えています。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 まず、会議の進捗状況とか取りまとめ状況によっては今年度中に予算  
化されて、また動き出す可能性もあるということですね。わかりました。

次に、101ページ、同じく協働のまちづくりに要する経費というところで、市政執行  
方針にあります地域のボランティアの調査等という部分があったかと思うのですが、恐ら  
くそれにはお金がかからないということで予算化されていないものなのかなと思うので  
すけれども、その主な内容と取り組みについてお聞かせ願えればと思います。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 福士勇治君 執行方針の中でうたわれておりましたボランティア団体の  
登録制度につきましては、市民活動団体登録制度ということで26年度から取り組もうと  
しているものです。目的としましては、市内で活動しているボランティア団体や特定非営  
利活動法人、NPO法人ですけれども、そういった団体などの市民活動団体の情報を市に  
登録していただきまして、その内容を市のホームページなどで紹介することによって広く  
団体や活動のPRを図り、活動範囲や会員の拡大、団体同士の連携につなげるなど市民活  
動団体への支援等、市民の社会貢献活動への参加機会の拡充を目的として実施いたします。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 まちの中の各いろんな大小さまざまな地域活動やられている方に登録  
を促して、登録してもらって、それを活動内容をホームページ等でPR、もしくはその団  
体のPR等とか活動の周知だとかというののお手伝いをしていただけるという認識でよろ

しいでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 福士勇治君 今回登録していただく団体につきましては、ボランティア団体、NPO法人ということで、福祉センターのほうでボランティアセンターがあるのですけれども、そちらで把握している団体ボランティアとNPO法人をまずは対象といたしまして、その団体、NPO法人の活動内容等をホームページなどで紹介することで、協働のまちづくり指針をつくる段階でそういった団体の課題といたしましてなかなか情報発信ができない、あるいは参加したいのだけれども、そういう方とつながらない、会員を拡大したいのだけれどもというような課題がございましたので、そういった課題を解決するための一助となればということで、今回取り組むということになります。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 わかりました。

どの団体も高齢化してきている部分もあるのかなとも思いますし、一つの団体に力を入れて参加するような方というのは、ほかの団体にもあいている時間、興味のあるものがあれば参加する可能性もあるのかなとも思いますし、最後にちょっとスケジュール的なものが決まっている部分があれば教えていただければ。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 福士勇治君 この事業につきましては、4月1日号の広報すながわにおきましてこういった制度を発足させるということを知らせていただきます。同時にホームページにも載せますけれども、既に把握している団体につきましては登録の申し込みをしていただくことになるのですけれども、市の側からも積極的にこういった制度を知りながら、登録していただいて、地域で活動したいと思っている人と団体がうまくつながるように運用していきたいと考えております。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 済みません、最後と言ったのですけれども。これ中身を紹介するときに、例えば広報の方がその活動の写真を撮りに来てくれるだとか、そういうことではなくて、自分で持ち込む形になるのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 福士勇治君 それは、団体の方とお話し合いになりますけれども、画一的な取り扱いにはする気はありませんので、団体の都合に合わせた運用の仕方をしたいと考えております。

○委員長 北谷文夫君 暑いので、上着、皆さん脱いでください。

沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、10目市民生活推進費の中での99ページ、北地区コミュニティセンター、そして南地区コミュニティセンターの管理に要する経費の中の関連からお



伺いたいと思うのですが、その中に管理委託料ということでそれぞれ計上がされております。そこで、最初に初歩的なことで確認をまずさせていただきたいのですけれども、たしか管理委託料は26年度新年度ですから、25年度でなく24年度の経費をもとに負担割合というか、負担箇所をそれぞれ運営委員会と調整して出されているというふうに私は思っていたのですが、まず管理委託料の出し方というか、出す方法、ちょっと初歩的なもので最初に確認させていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今お尋ねの管理委託料なのですけれども、これは南、北コミセン両方同じなのですけれども、まずこれの燃料費の関係につきましては過去3年の平均値、ただこの直近でいいますとその1年は平成24年の11月から平成25年の10月、これが直近の1年間になります。ですから、最新のデータの3年間で、それを基礎にして計算しております。あともう一点、負担割合なのですけれども、これ燃料関係、光熱水費等になるのですけれども、施設の負担経費につきましては事務室とキッズルーム、ここに係る費用につきましては全額市が負担。あともう一点、指定管理されている団体さんの方に負担していただく場所は、研修室、会議室、軽スポーツ室になります。あと、そのほかの廊下だとか休憩コーナー、共有部分につきましては、これは市と指定管理者さんと2分の1ずつの負担になってございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 大変ありがとうございます。改めて再確認させていただきました。燃料の関係は、3カ年平均、今回でいえば平成24年11月から平成25年10月までの直近の部分で、それも見ながらということで、3カ年の平均ということでわかりました。

それで、本題なのですけれども、今回4月1日から消費税が5%から8%に変わりますよね。ということは、今回の管理委託料、それぞれこういった消費税が上がることによる費用の増加という部分については、この辺は算出のときに算定されているのかどうか、この辺を聞かせていただきたいと思いますと思うのですが。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 先ほどの3年間分のお話ですけれども、ちょっと私の説明不足で申しわけなかったのですが、これ3年間のうちの平均ということではなくて、3年間のうちで例えば燃料費であればそのときの一番数値の高い数値で計算しております。

あと、消費税の関係なのですけれども、これにつきましても管理委託料には消費税が引き上げになったということを想定しまして、その分は上乗せした経費になっております。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 上乗せをされた経費ということになっていくということでもわかりました。というのは、結構それぞれ、特に私は南のコミセンの関係はよく知っているのですけれども、今回の消費税が上がるということから、運営委員会の中でも使用料の関係はどうした

らいいのだろうか。要するに経費だけが上がってきて使用料が今までと同じであれば、結構四苦八苦しなから、なおかつ努力しながら少しずつ最初よりはたまっている部分もあるようなのですけれども、そういった部分で使用料の関係をどうすべきなのかということもいろいろ協議をして、その中では今回は5%から8%だけれども、次の10%があるということから、その辺も見据えて今回は据え置きしようという方向性が出されているのですよね。ですから、使用料もたしか勝手には決めれないのではないかなと思っていたのですが、この辺の結構指定管理ということで受けているそれぞれの運営委員会も努力をされている部分があっただけに、まず管理委託料については消費税が5%から8%に上がることによつてのことも中には入れてありますよということなのですから、この辺の対応の仕方を含めてちょっと市としての考え方を聞かせていただけないかなと思うのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今使用料の関係でございませけれども、使用料を上げるか上げないかというお話しされたということだったのですが、砂川市の施設については消費税分については12月の条例で引き上げることを受けまして、実は指定管理者団体さんのほうにちょっと協議をしていただけますかというお願いはしました。この料金の設定につきましては、指定管理者さんのほうで決めていただいて、それを砂川市のほうで承認というような形になっておりますので、この料金の設定は指定管理者さんのほうである程度検討して決めていただいております。ですから、北と南はちょっと料金も違うようにもなつてございませし、指定管理者さんのほうで決めていただくような形です。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 済みません。私のほうが間違つているのかどうか、ちょっと確認もしてみたいのですけれども、たしか使用料の関係、施設の関係のとき、南と北のコミセンの関係つて使用料の関係含めて改正の部分つて入つていたのかどうか。私は入つていなかったのではないかなというふうに思つていたのですけれども、済みません。初歩的な部分で申しわけないのだけれども、確認させてもらいたいというふうに思います。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 申しわけありません。またちょっと私の説明不足で、このコミュニティセンターの使用料は規則だとか条例にのつているものではございません。先ほど私が説明させていただいたのは、市の公共施設も上がつているので、一度検討していただけないかということで、この料金を決めるということに関しましては指定管理者さんのほうで決めていただくこととなります。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 条例の改正とはかわりがないということで確認させていただきました。ふと思つたものですから。わかりました。

それで、恐らく今回は4月1日から8%、ただもう次10%ということも視野に入ってくるような状況があるかもしれませんが、これは今後のことになるかもしれませんが、やはり経費負担を含めて結構運営委員会の皆さんも努力をしながら、場合によったら水道光熱費、特に電気代関係も北電さんのように値上げ、さらには再値上げだとか、さらには消費税が上がることよっての電気料金の変更といったことがあり得るかもしれませんが、そういったことを含めて今後いろんな形でまた運営委員会としっかりとした真摯な協議がなされるかと思しますので、この辺を念頭に入れながらやっていただきたいなということをお話して、終わりたいと思います。

終わります。

○委員長 北谷文夫君 辻勲委員。

○辻 勲委員 先ほど多比良委員の協働のまちづくりのボランティア団体、NPO団体の関係で登録をするという内容なのですが、市政方針にも載りまして、早速15日の広報にも載っているのですが、ちょっと確認なのですが、先ほど市民団体というのは社会福祉協議会の団体と言っていましたけれども、一般にまちの中にある団体といったたくさんあるのですが、まずその辺の確認をします。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 福士勇治君 砂川市のボランティアセンターというのが総合福祉センターの中に設置されておりまして、そこに登録されているボランティアの団体、13団体あるのですが、その団体と5つのNPO法人が把握されておりますけれども、その13のボランティア団体と5つのNPO法人をまずは対象に行っていく予定です。

○委員長 北谷文夫君 辻勲委員。

○辻 勲委員 その辺は、これから周知してホームページに載せるということなのですが、具体的に書いていくと。というのは、これだけ見るとボランティア団体たくさんあって、これはいい宣伝させていただけるという部分で、この趣旨というのは要するに協働のまちづくりの中でボランティアとかNPO団体の方もこの機会に支援してあげようというふうにとれるのですが、その辺のところをきちっとしていかないと何でもかんでもというような感じになってくるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 福士勇治君 この制度の趣旨につきましては、市内で頑張ってボランティア活動をしている団体、そういった団体ですとかNPO法人なんかを、まだまだその団体の力では自分たちの情報を発信できないという課題があるということから、そういったところのお手伝いをしながら、会員が減ってきているだとか、あと市内で活動したいのだけれども、どうしたら活動できるかという人たちがそういった団体と結びつくようなきっかけになればということで実施いたします。まずは、組織としてあるところを対象として

始めてみますけれども、もちろん組織化されていないのだけれども、ボランティア活動をされているというところもありますので、そこらについてもこちらで把握できる分については把握しながら、どのような支援の仕方ができるかというのも今後の検討課題にはなると思いますけれども、そういったところについても把握していきたいなと考えております。

○委員長 北谷文夫君 辻勲委員。

○辻 勲委員 ちょっとしつこいようなのですけれども、要するに公募というか、募集するということなのですか。それともそういう団体を行政のほうで、今まで13団体と言いましたか、それに限るということなのですか。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 福士勇治君 そういった活動をしている団体の皆さんに対して、こういう制度を始めますので、どうぞ登録してくださいと。登録していただければ、市のほうでこういった活動をしている団体があるということを広くPRしていくということになります。では、そういう団体、まずは登録していただかなければならないので、4月1日号の広報でそういった団体の方はどうぞ登録してくださいということ呼びかけるのですけれども、なかなかすぐに反応がないかもしれませんので、そういったところにつきましては、既にこちらで把握している13団体と5団体については、こちら側からもこういった制度を始めたということをお知らせしながら、登録していただくという方法をとりたいと考えています。

○委員長 北谷文夫君 辻勲委員。

○辻 勲委員 済みません、しつこいもので。それで、今言ったように市にはいろんな団体も相当な数あると思うのです、ボランティア団体と称するものというのは。それが相当の数が来るのを全部受け入れるということでもいいのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 福士勇治君 この制度を今回始めるに当たりまして、まずは市内に住所を有している団体。市内で活動している団体で、規則、会則、定款などに基づいて活動している団体。政治活動、宗教活動、選挙活動を目的としない団体。その他構成員が集団的に、または常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体ではないことというのを登録の要件といたしまして、そういった団体から始めていきたいと考えております。

○委員長 北谷文夫君 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 10分間休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時10分

○委員長 北谷文夫君 休憩中の委員会を再開いたします。

土田政己委員。

○土田政己委員 それでは、確認も含めてお伺いしますが、まず94ページ、交通安全推進費の中の95ページなのですが、石山団地バス待合所解体撤去工事費で、これは提案の説明では地主の要請で解体することになったというふうに思うのです。これ移転でなくて解体なのですね。だから、バス待合所がなくなるということなので、これは近隣に新設でも、あそこのバス停の待合所は結構使っている方がいらっしゃるの、なくなるのか、それともどうなのか、その辺の状況についてお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 この石山団地バス停なのですけれども、これは上り線になるわけなのですけれども、ここにつきましては土地を借りてバス停が立っているわけで、今回店舗の移転に伴ってちょうどそこを使用するというので、バス停の置いている場所が使用する場所に係るために撤去ということになっています。ただ、ちょうどあそこの歩道なのですけれども、バスの引き込みがあって歩道がかなり狭くなっています。もともと歩道がないところなので、そこに今度バス停を立てるということになりますと、今お借りしている土地の人にまたかなりというか、ほとんど入ってしまうことになっておりますので、今のところはここは撤去ということで、設置するという予定にはなってはございません。

○委員長 北谷文夫君 土田政己委員。

○土田政己委員 この向かい側のほうは、ちゃんと待合所があるのだよね。片一方のほうなくなるということなので、コメリさんが来て、移転して、それであそこに、その近くにも土地はないのか、その辺検討されたのかどうなのかちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思いますが、まずこのバス待合所につきましては、ただいまご説明したとおり地権者の意向ということがありますので、もし移設するとすればバスベイを挟んでかなり遠くのほうに移転ということと、もう一つは地権者のほうから今現在の待合所はかなり古い形になっていますので、これでの移設は何とかご遠慮願いたい。新設で新しいものを遠くにつけるのであれば土地を貸しますということなものですから、今までバス待合所は市内全域、中央バスにつくっていただいて寄附を受けたり、あるいは補助を受けてつくったりという形で今までずっときておりますので、まるっきり単費でそこに建てるということは今までバスの待合所ではなかったケースでありますから、その諸条件を勘案すると、どうしてもまず撤去をして、そして新しいものについては検討もしたのですけれども、なかなか難しいという状況になっています。事例としては、北光団地の入り口のところがバス待合所があったのですが、ここも地権者がもうお貸しできないので、撤去をしてくれと言われて、あそこも人数は多かったのですけれども、地権者の関係で撤去をしたという経過はありまして、

そういうものを踏まえながら検討を加えて、今回は撤去だけということにさせていただきたいというふうに思っています。

○委員長 北谷文夫君 土田政己委員。

○土田政己委員 高齢化社会を迎えて高齢者の人がバスを、あそこ利用するので、北光団地もそうですが、利用度が高いし、石山団地も結構あるので、これバスの便も少ないし、結構バス停で待っている方がいらっしゃるのです。ですから、そのときは雨降ったり、雪降ったりするときはバスの待合所の中で待てるというのもあって、今の話でしたら、地権者が少し遠くなるけれども、今のは古いから新設するのなら土地を貸してもいいよというのであれば、ぜひそれは新設を検討していただきたいなど。これなくなってしまうたら、特に冬とか雨の降るときは大変ですし、石山団地の高齢者の方が結構病院とか行くのに利用されておりますので、ぜひ新設に向けて検討していただきたいと思いますが、その辺のお考えについてお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 新設におきましてはこの部分だけではなくて、先ほどもちょっとご答弁申し上げたけれども、市内全域、つまりそもそもなくてもその後人がたくさん来ましたとか、そういう状況はある中で市単費での新設というのは今まで行ってきておりませんでしたので、これをもしするとすればほかの地域も全部勘案をして、そこで考えなければならぬということになりますので、これは今までもそういう部分を考え合わせてきておりますので、全く検討はしないということではありませんけれども、やはりもしやるとすれば市内全域を含めて一緒に考えなければ、ここだけ新設というのはなかなか難しいということでご理解をいただきたいと思えます。

○委員長 北谷文夫君 土田政己委員。

○土田政己委員 市内全域考えなければならぬというのだけれども、今まではないところも撤去されているところもあるのだけれども、この場合は今まであって、そして今なくするわけですから、そして利用度も非常に高いところなので、ここは市内全体とは違うのではないかと思うのです。そして、向かい側にはバス待合所があってこちら側だけがないし、それで今あそこに今度コメリも来るような状況でもありますから、ぜひこれは検討していただきたいなどというふうに思いまして、次進みます。

次、101ページ、スマートインターチェンジ設置推進に要する経費についてお伺いをいたしますが、スマートインターチェンジの建設は土木費のほうで出ているのですけれども、こちらのほうではまちづくり推進費の中で58万という金額があるのですが、これ中を見ると消耗品費とその他の経費というふうになっていて、結局その他の経費も結構34万3,000円で大きいのですが、この辺の中身についてちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 スマートインターチェンジにつきましては、昨年が設計ということで、ここの総務費のほうでつけさせていただいているのですが、今年も引き続きまだ計画的なもの、協議しなければならないものがございますので、ここに残させていただいたところでございます。

それで、消耗品につきましては23万7,000円と。その他の経費が34万3,000円でございますが、これの内訳でございますが、普通旅費が31万9,000円、それと高速道路の使用料、こちらを2万4,000円ほど見ております。こちらのほうの普通旅費につきましては、その31万円のうち土木課のほうでは28万7,000円ほどで、札幌への延べ人数でございますけれども、75名ほどの設計協議等の打ち合わせ等の旅費というふうに考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 土田政己委員。

○土田政己委員 これは、札幌のほうに打ち合わせに行く旅費が、旅費というか、交通費、旅費、高速料金等々が主なものだということなのですね。そういうふうに確認してよろしいですね。わかりました。

終わります。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次102ページ、第2項徴税費、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次進みます。104ページ、第3項戸籍住民基本台帳費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次行きます。104ページ、同じ、第4項選挙費、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次行きます。106ページ、第5項統計調査費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次行きます。108ページ、第6項監査委員費、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次、110ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、ございませんか。

沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、1目社会福祉総務費の関係になってくるかと思うのですが、115ページに障害福祉計画策定に要する経費ということであるものですから、これ端的にまず聞かせていただきたいと思うのですけれども、障害福祉計画策定をしていくわけですから、この辺策定に当たってのスケジュール、どのような形で進んでいくのかということをお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 障害福祉計画策定に要する経費でございます。第3期の砂川市の障害福祉計画、こちらにつきましては平成24年から26年度までの計画でございましたけれども、26年度で計画期間が終了しますことから、27年度から29年度までの3カ年の計画ということで、第4期の砂川市障害福祉計画を策定することとしているところでございます。こちらの計画につきましては、障害福祉サービスの提供体制の確保等をこの計画に盛り込むこととしているところでございます。計画の策定に当たりましては、障害者地域自立支援協議会のほうにこちらの計画策定の検討をしていただきながら、計画づくりを進めたいというふうに考えているところでございますが、計画をつくるに当たりまして障害者の心身の状況、またサービス等のニーズの把握等、アンケート調査を行いながら実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。実施期間につきましては、まずは自立支援協議会を新年度に入りましてから早急に開催いたしまして、その中で開催時期、アンケートの内容等協議をさせていただきながら実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 大枠はわかりました。これは、平成27年度から29年の3カ年だということも承知しているところであります。

それで、策定スケジュールということで聞かせていただきましたので、地域自立支援協議会委員、こちらのほうで検討協議、アンケート調査をしていくということですが、端的に言うとこれ策定をしていくわけですけども、26年度の予算なので、ひょっとしたら来年27年3月までにでき上がるのですよということなのか、それともこの月ぐらいまでには策定を完了して、恐らくいろんな作成等もあるかと思うのですが、この辺の市としての考え方はどうなっているのか聞かせていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 第4期の計画につきましては、27年度当初からの計画を進めるに当たりまして26年度中に策定をするという形になっておりますので、年度内中に計画の策定を完了させたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 年度内ということは、3月末締めまでということでした。

それでは、続いてなのですが、2目知的障害者福祉費の中で知的障害者地域生活支援に要する経費ということで計上されておりますけれども、その中で成年後見人等報酬補助金、成年後見人等申し立て費用補助金ということでも計上されておりますけれども、25年度中で市民後見人の養成講座も含めて実施をされて終わりましたし、ただこの中に今後の市民後見人の関係の活動というのが入っているのかどうか、まず聞かせていただきたいなと思っております。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。



○社会福祉課長 近藤恭史君 砂川市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づいた事業費でございますが、こちらの対象につきましては認知症等の高齢者及び知的障害者または精神障害者という方が対象となっているところでございます。こちらの知的障害のほうでは、この障害者の部分の後見人の対象という形で入っておりますので、後見人の養成等担い手となる活動の部類につきましては介護福祉課が所管している形になってございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 では、今のわかりましたということではなくて、市民後見人の関係の活動については知的障害者地域生活支援に要する経費の中、その他の経費も含めてですけれども、それには活動の部分は入っていないということを確認させていただきたいのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 こちらの経費につきましては、申請、申し立て等に係る経費という形になっております。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 予算に計上されていなければ聞けませんので、わかりました。

それでは、5目老人福祉費の関係に移らさせていただきたいと思います。5目、117ページ、在宅老人対策に要する経費ということで除雪サービス委託料が計上されております。これは、たしか高齢で1人で住んでいる方、市内に身寄りがいなくて、雪が降ったときに玄関先から道路までの間1メートル幅ぐらいただったかな、それを除雪してもらうための除雪サービス委託料ではないのかなというふうに思うのですが、そういった考え方の除雪委託料でいいのかどうか、先に聞かせてください。

○委員長 北谷文夫君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 除雪サービス委託料についてのご質問でございます。今委員さんおっしゃられたとおり、除雪サービスの事業実施要綱に基づきまして、除排雪の確保が困難なおおむね70歳以上の高齢者の世帯等、10センチ以上の降雪時に玄関から公道まで幅1メートルの除雪を行うという制度でございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 在宅老人対策であります。高齢化がどんどん進んできているということで、恐らく年々その対象者というのはふえてきているのではないかなというふうに推察するのですけれども、除雪サービス委託料ということですから、平成26年の予算においては対象となる件数というのはどのように位置づけているのか聞かせていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 件数の見積もりということでございます。こちらにつきましては、単身の高齢者の方がふえているというような要因もございまして、平成22年度、

23年度あたりから申し込みの件数がふえております。平成24年度で79件、平成25年度で89件ということでふえておりまして、新規の申し込みの高齢者の方をちょっと調べてみますと、やはり70代、80代のお一人暮らしの女性という申し込みの方が多くなっているようでございます。そのような前提も含めまして、26年度につきましては96件分の件数を見込んで予算計上させていただきました。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 年々申込者の数がふえてきているという、これ実態なのだろうなというふうに感じております。そして、平成26年度については96件ですか。96世帯の方たちの申し込みを予定をしているということですが、たしかこれ冬になる前に一定期間申し込みを受け付けているかと思うのですが、ただ申し込みを終えた後に使いたいなという方たちが途中で出てくる部分もあるかと思うのですが、そういった途中から、要は冬に入ってからぜひ除雪サービスを受けたいのだという高齢の方たちに対する対応というのはこの場合はどうなのかなと思うのですが。

○委員長 北谷文夫君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 こちらにつきましては、毎年11月の1日号の広報で事前には周知はしております。また、地域包括支援センターやケアマネさん等も通じてご案内をしていただくようなこともしておりますし、年度途中で必要になったという方がいらっしやれば、その都度申し込みはお受けしているという状況でございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 年度途中であっても申し込みは受け付けているということではわかりました。

それで、年々利用されている方たちがふえてきているといったところで、これ除雪サービス委託料でありますから、どこかに委託をしているわけでありますけれども、委託先というのは今のところ1件なのか、2件なのか、3件なのか。この委託先件数というのは、どうなっているのか聞かせていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 NPO法人のオアシスという法人に、1カ所ですが、こちらに委託をさせていただいているということでございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 オアシスというNPOの団体に委託をしているということですが、先ほどこから年々ふえてきていますよとなると、やはり委託先自体が今現在1件かもしれないけれども、これある程度のところに行ったら1件では足りないよね、もしくは全市でいけば砂川はたしか78.69平方キロあるまちでありますし、北と南も距離もありますから、そういった部分では場合によったら、今回は96件でありますけれども、委託先の関係というのは今後ふえることも予想されるのか、もしくはこのままでずっといきたいなという

この考え方なのか、その考え方を聞かせていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 26年度で96件というふうに見込んでおります。26年度につきましては、このNPO法人の委託を予定しているところではございますが、やはり生活支援が必要な高齢者がどんどんふえていくことが見込まれておりますので、このNPO法人のキャパシティーといいますか、容量もNPO法人と打ち合わせをしながら、もし対応が十分にできないというようなことであれば委託先の複数化を図っていきたいというふうには思っておりますが、今のところ26年度についてはこの法人を予定しているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。

最後に1点だけ、たしかこれ除雪サービス委託は、お願いしている方たちもそれなりに自分の自己負担もして、なおかつ市にもそれを負担してもらっているよということなのですが、今回平成26年度は445万6,000円が計上されていて、96件ですから、おおむねそのときの予定する件数に合わせて予算の計上がされてきているということでもいいのかどうか、これ最後に聞かせてください。

○委員長 北谷文夫君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 96件の見込みの件ということでございましたら、24年度、25年度の推移を見ながら件数を見込んで、それに委託料を乗じて予算計上させていただいているということでございます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。122ページ、第2項児童福祉費。

水島美喜子委員。

○水島美喜子委員 123ページの児童相談に要する経費の中で北海道里親研修大会開催負担金というのがありますけれども、この北海道里親研修大会の目的と、あと内容、概略で結構でございますので、お願いいたします。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 北海道里親研修大会開催負担金の関係でございますが、今回、本年9月7日に岩見沢市で北海道里親研修大会が開催されることとなっております。こちら開催の目的でございますけれども、全道の里親及び関係者等が一堂に集い、里親制度の認識を深め、養育技術の向上を図ることを目的に今回この研修大会が開催されることとなっておりますのでございます。

○委員長 北谷文夫君 水島美喜子委員。

○水島美喜子委員 それでは、これは里親に既になられている方のためのものということ

でしょうか。その方とか、これから里親制度を利用してという方含めての研修会なのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 全道8地区にそれぞれ里親会というのがございます。また、空知のほうでは今回こちらの研修大会を主催いたしますのが空知双葉里親会という会が研修大会の関係団体というふうになっておりますが、こちらの里親会を開催いたしますのは行政等の関係機関並びにこういう里親をしている方々等が一堂に会するというふうに向っているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 水島美喜子委員。

○水島美喜子委員 それでは、砂川からも参加される方が今までもいらっしゃっているのでしょうか。毎年やられているのですよね。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 これは、関係する方が全て参加することができるようになっております。砂川につきましては、登録の数なのですけれども、昨年10月現在ではございますけれども、現在市内の里親登録世帯4世帯8人の子供さんが里親という形で該当されているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 水島委員。

○水島美喜子委員 その4世帯、例えば毎年1回だとか、何年かに1回ですとか、現況の報告だとかというのはそういう制度があるのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 砂川市では特に勉強会とかは行っておりませんが、こちらの里親会が中心になりまして、それぞれ情報交換等をしているというふうに向っているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 水島美喜子委員。

○水島美喜子委員 現況の報告だとか、そういうことはやっているのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 里親の登録という形には対応はしていますけれども、現況等は何ってばございません。

○委員長 北谷文夫君 辻勲委員。

○辻 勲委員 127ページ、子ども・子育て支援事業計画策定に要する経費なのですけれども、いよいよこの計画を策定していくという中で、昨年度からのニーズ調査もそうなのですけれども、これからが大事なところになってくるのですけれども、委託というふうにニーズ調査もそうになっているのですけれども、この辺はどうなのですか。行政のほうでというふうにはならなかったのか、その辺の内容教えていただけますか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 計画策定業務の委託ということで、こちらこれから業者等を選定いたしまして策定作業を進めていこうというふうに考えているところでございますが、子ども・子育て関連3法等かなり法的にも細かい設定等がなされているところでございます。実際のそういうサービスの利用量の見込みですとか、今後の実施に当たっての推計、かなり細かなところまで検討しながら進めていかなければならないというふうになっております。そういうことから、専門の詳しい関係業者等のアドバイスをいただきながら、より砂川市の子ども・子育ての実態に合った計画を策定していくために、今回業者委託ということで考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 辻勲委員。

○辻 勲委員 それで、今後のスケジュールというのを若干教えていただければ、策定に向けてまでの。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 昨日の総括質疑の中でもお答えをさせていただいたところでございますが、既にこちらの計画づくり、昨年12月に砂川市子ども・子育て会議を設置いたしまして計画づくりをスタートさせているところでございます。年が明けまして本年1月にはニーズ調査ということで、子供を養育している保護者の方を対象にアンケート調査を既に実施したところでございます。今月中にアンケート結果をまとめ、2回目の子ども・子育て会議を今月中に実施する予定となっているところでございます。また、新年度におきましては、このアンケートの結果、さらには国のほうからそれぞれ基本方針、またいろいろな事業の通達等もこれから受ける形となっておりますので、それらを踏まえながら、この会議を5回ほど開催して、何とか年内中には計画の案を固めていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 辻勲委員。

○辻 勲委員 それで、一番大事なニーズ調査の結果の中で、なかなかアンケートの結果が戻ってきていないというか、せっかく大事なところでいろんな市民の方の、子育ての方の意見を聞きたいところなのですけれども、上がってこないというか、戻ってこないという部分があるのではないかと思うのですけれども、その辺のところの周知というか、再度突っ込んで意見を聞いていくという部分なのですけれども、その辺のところについてお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 まずは、アンケートの関係でございますけれども、本年1月7日から20日までを期間といたしましてアンケートを実施させていただいたところでございます。アンケートにつきましては、就学前の児童を持つ保護者、さらには小学生児童を持つ保護者の2種類でアンケートを実施したところでございます。就学前児童の保護者からのアンケートの回収率につきましては57.4%でございました。また、小学生の

児童を持つ保護者からの回答、回収率でございますが、こちらのほうは54.2%の回収率であったところでございます。前回の次世代育成支援地域行動計画の際のアンケートのときには、60%を超える回収率でございましたので、そのときから比べると若干回収率は下回ったというのが現状でございます。これから子ども・子育て会議でアンケートの内容をもとに協議していくわけでございますが、必要に応じて子育て関係の例えば事業所、さらにはそういう活動されているグループ等の意見も伺いながら、計画づくりに役立てていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 辻勲委員。

○辻 勲委員 それで、それはわかったのですけれども、半分ぐらいの回収の中で残りの方に対して再度のというか、その辺のことは考えていないのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 アンケートの回収結果につきましては、この後道へ報告する形になっておりますので、期限も迫っております。このことから、再度アンケートを実施するという事は考えていないところでございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 私も同じく子ども・子育て支援事業計画策定に要する経費ということで、今ほど辻委員のほうから大枠の事を含めて質疑があって、答弁いただいた中でわかってまいりました。

そこで、まず聞かせていただきたいのですけれども、計画策定委託料ということで、先ほどのお話を聞いていますと、選定については専門の業者ということなのですが、これ子ども・子育て支援事業計画策定をするに当たっての専門の業者というのはどういう関係の業者というのか、それに関連するのところの中から選ぶかと思うので、この辺の考え方はどうなっているのか聞かせていただけないかなと思います。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 この業者の選定に当たりましては、例えば自治体の総合計画の策定を請け負っている業者ですとか、そういう国の法律、制度等に精通した業者を選考して考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかったようでわからない部分あるのですけれども、そういった関連のところを専門の業者としてそれを選定していくということなのかなということで理解をさせていただこうかなと思っています。

それで、先ほどの答弁の中でもありましたけれども、子ども・子育て会議、これは平成25年12月に設置をされましたよと。もう既に3月には第2回会議を開催します、年間大体5回ぐらい開催してみようかと。なおかつ、策定に当たっては年内中に、年内中ということは年度内ではなくて平成26年の12月までのことを言っているのかなというふう

に思っているのですが、そこでなのですが、先ほど前段聞かせていただいた計画策定を委託しましたよ、でも子ども・子育て会議、委員会もあってやっていますよとなると、策定する業者と子ども・子育て会議の委員さん方との協議、会議等々、この辺の連携というのはどういう形になっていくのか聞かせていただけないでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 会議のほうにかける議案のほうにつきましては、当然市のほうで考えながら、また業者等のアドバイスをいただきながら、議案を固めていきたいというふうに考えているところでございます。また、会議にかける際にはその業者のほうも同席していただきながら、それぞれの会議の状況を理解して踏まえていただきながら、次の計画の手直しにつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 今の答弁でいくと、子ども・子育て会議という会議体がありますよ。そして、なおかつやっぱり所管である、担当である行政のサイドもありますよ。そして、今度はこの計画策定をする委託をしているところの業者も入って、3者一体的な部分でこういったことが策定に向けて会議も含めて進むのだというふうに何となく私は理解しようと思うのですが、こういった形でいいのかどうか、まず確認で聞かせていただきたいと思うのですが。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 3者一体といいますか、業者のほうにはその旨それぞれその状況に応じて国の情勢、さらには市のアンケートの様子、また会議の内容等を踏まえながら、どのように計画を固めていったらいいかアドバイスをいただきながら計画づくりを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 今ほど最後のほうにアドバイスをいただいてという部分で、ということはアドバイザー的な要素も含めて専門の業者が計画策定に委託で入ってきますから、アドバイザー的な要素と一緒に3者会議体の中で会議進行は進めていくというふうに理解していいのかというふうに思うようにしたいと思います。

それでなのですが、計画策定委託料ですから、これは平成26年度の新年度予算でありますから、おのずと4月以降に入ってから業者選定に動いていくのですけれども、これ業者選定の、先ほど年内中には策定を進めたいということですから、そうすると4月から始まって8カ月しかないのですけれども、この辺業者選定の時期というのは大体いつごろぐらいをめどにというふうに考えているのか聞かせていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 業者の選定につきましては、4月早々に選定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。

恐らく4月早々に選定を進めていきたいということですから、その選定が完了したところで子ども・子育て会議等も含めながら一緒に入って行くのだろうなというふうに理解をさせていただきたいなというふうに思います。

以上、質問を終わります。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私も同じところなのですから、ちょっとそもそもなのですよ。そもそもは次世代育成、ちょっときょう資料持ってきていないのだけれども、それが切れるのでということだと思うのです。今度は、子ども・子育て支援事業ということで、たしか市民の声をということでホームページにもアップされていたと思うのです。それちょっと前のと読み比べてみると、大分絞り込みが保育だとかそちらのほうにシフトし過ぎているのではないかなと思ったのです。もちろんそういうふうな形なものだから、会議の委員さんたちも以前と比べると層が広くなくて、かなり絞り込まれているような印象を受けたのですけれども、子ども・子育てという意味だけでいえばはるかに前の次世代のほうが子供たちの生活の安全だとか、そういうところまで含まれていてよかったなというふうに思うのです。どうして今回はこちら側で、しかもうちのまちはたしか総括あたりでも言われていたけれども、保育所が待機児童がたくさんいるとかと、そういうものでもないのに、わざわざこの辺に絞り込んでつくらなければならなかった、その辺のいきさつ、ちょっとあれかな。いいですよ、ちょっともとに戻ってしまうかもわからないのだけれども、ちょっと聞かせてほしいのですよね。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 これまでの次世代育成支援地域行動計画と今回策定いたします子ども・子育て支援事業計画の兼ね合いの関係でございますけれども、従前の次世代の計画につきましては、計画の内容でございますけれども、子育て支援のほか、子供の健康の確保と増進、教育環境の整備、職業と家庭生活の両立推進に関する地域の行動計画という形で次世代の計画が策定されたという経過がございます。今回は、子ども・子育て支援法に基づく計画策定という形になっておりますが、そもそも先ほど委員さんのほうからのお話がありましたけれども、全国的な子供、児童に対する課題ということで、待機児童の問題であったり、家庭、地域での子育ての力の低下、さらには質の高い学校教育ですとか保育を受けることが求められているという実態に即しまして、今回この子ども・子育て支援計画の策定が市町村に義務づけられているところでございます。確かに全国统一した考えのもとで、全国的にこの計画を策定しなさいというふうに義務づけられております。都市部では、待機児童が多くて保育所が足りない、幼稚園が足りない、それを何とかしようということで、こちらの法律のほうもその趣旨が多分に含まれているものでございます



ので、例えばきのうの総括でうちの市民部長のほうからも答弁させていただきましたけれども、確かに市内の保育所、幼稚園は待機児童は今ない状況でございます。ましてや定員を割っているという状況の中で、この法律の内容を踏まえて計画を策定するに当たりましては、若干砂川市の実態とかけ離れた内容のものもあるかというふうに思います。ですから、そのような計画の策定に当たりましては、地域の実態を踏まえながら策定することも了というふうになっておりますので、そういう状況を見ながら、今度の計画づくりをきちっと進めてまいりたいというふうに事務担当者としては考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そのとおりだと思うのです。ただ、さっきからの議論の中で計画策定については業者さんに委託するのですよね。業者さんというのは、大体ひな形があって、そこに極端に言うと例えば滝川市と書いてあったものを砂川市と変えるような、これは大体そういうものです。それでお金もらうのが業者さんなのです。多分今回もそういうふうになるだろうと私は予想するのです。それで、責めてもそれは国が決めたものなら仕方ないのだろうし、全国一律っぽくなるのも仕方ないのだろうけれども、前の次世代のほうに本当に読み比べてみてもはるかに子供のことをしっかり考えて、地域だとか家庭だかというところまでも触れられていっているのです。多分今後はこの子ども・子育て支援事業というのが基本の、子育てに関するうちでの唯一のものになってくると思うのです。そういう意味からすれば本当に、業者さん任せではないとは思いますが、もう少し以前の次世代の部分を横出しするとか、そういう言い方でいいですかね。うちの場合はつけ足していくとか、まさにこれが子ども・子育ての基本的な理念を砂川市で計画するものだというぐらいの意気込みでやれないものかなというふうに思うのですけれども、その辺伺いたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 確かに全国の各市町村に義務づけられている計画でございます。専門のそういう業者のアドバイスももらいながらやるとなると、かけ持ちでそういうお仕事をしているところもありますので、似たような計画になる傾向にはあるというふうには思いますけれども、砂川市の子供たちのための計画でございますので、法律で基本的な記載事項というのは、これは必ず設定しなさいよという形で示されているものについてはそれを踏まえて記載していきたいというふうに思いますし、また任意の記載事項というのはやはり地域の実情に合った形で計画を策定していく内容のものだというふうに考えております。業者のほうは、私も違う計画づくりも携わった経験ございますけれども、業者の方のアドバイスというのはかなり行政職員では気がつかないところまでもアドバイスしてくれる場合がございますので、砂川市の状況に合った内容になるようにアドバイスをたくさんいただきながら、砂川市独自の計画となるようにしていきたいというふうに思いますし、また次世代の計画のほうもそういう子供の教育環境に触れたところも多分に含ま

れてございますので、こちらの内容をやはりもう一度反省、評価、さらには今後はどう生かしていけるのかも考えながら新しい計画のほうに盛り込んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 最後に一言。全く今の逆だと私は思っています、砂川市の実情を一番知っているのは課長であり、原課であるし、ここの行政の皆さんだと思いますし、そういう意味でいえば砂川市独自の、横出しと僕言いましたけれども、自分たちの考え方というのを計画の中に盛り込んでいくには、業者さんにアドバイスをしないといけないと思うのです。業者さんは、決して砂川の中身はわからないというふうには私は思いますので、ぜひそんなようなことをしながら、いい事業計画をつくっていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

130ページ、第3項生活保護費、ありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

同じく第4項災害救助費、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次、132ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、ございますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

10分間休憩します。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時09分

○委員長 北谷文夫君 休憩中の会議を再開いたします。

沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、1項保健衛生費ですから、2目予防費の関係で133ページにも載っております感染症予防に要する経費ということで計上されておりました、その中で賠償保険料ということで3万6,000円が計上されております。この賠償保険料を計上するに当たっては、何がしかあったときにはこれで対応するのだろうなというふうに思うのですが、そもそも賠償保険料で対応するための事例ということについてはどういうことがあるのか聞かせていただきたいなと思います。

○委員長 北谷文夫君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 感染症予防に要する経費の中の賠償保険料ということでございますが、こちらにつきましては全国市長会が行います損害保険事業の中の一つの予防接種事故賠償補償保険に加入しているものでございます。その前段に予防接種法において予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合は、その健康被害が接種を受けたことによるものであるということで、国が認定したときには医療費や万が一死亡したときの

一時金などの給付、補償を行う制度でございます。ただし、市の過失による賠償の責任を問われる場合もございますし、そもそも国の健康被害の救済制度を適用された場合も国、都道府県、市町村、それぞれの負担割合がございますので、その市町村の負担割合をカバーする部分も保険としてあります。また、市が予防接種法に基づかないで行う、市独自の判断で行う予防接種をした場合の補償もこの補償でカバーされるということでございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。  
○沢田広志委員 賠償保険料、結構今の答弁でいくとかなり多岐にわたって予防接種における健康被害に対する対応のための保険料なのだなということを改めて感じさせていただきました。たまたま国の厚生労働省の中には、予防接種健康被害救済制度というのがあります。先ほど課長から答弁がありましたけれども、予防接種によって健康被害が認定されると、この制度を活用して市町村から都道府県、国という部分で段階的に上がって行って、最終的には国のほうでこれを認定するかどうかということにもかかわってくるのかなとは思いますが、そういった場合に万が一これが活用されなければいけないといったときには、基本的には予防接種を受けて健康被害になってしまったなという想定をされた場合は、市町村のほうの窓口のほうに行ってこれを申請していかなければいけないのかどうか。今回賠償保険料ということで載っておりますから、この辺初めに市町村として、窓口として対応していかなければいけないのかどうか、この辺の考え方を聞かせていただきたいと思っております。

○委員長 北谷文夫君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 こちら手続でございますが、健康被害を受けた方、またその保護者の方につきましては窓口は市町村ということになってございます。市町村から都道府県を通じまして国に書類が進達されまして、国で疾病、障害認定の審査がされるということでございます。その審査会で認められますと、健康被害によるものということで給付を受けることができるということでございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。基本的には市町村が窓口になって、それから国のほうへ上がって行って、最終的に国のほうでどのような形に認定をするのかどうかといったことによって、健康被害に対する救済といったこと、この賠償保険料自体は幅広く対応できるということでも理解をさせていただきましたので、このことについては理解をさせていただきたいというふうに思います。

それで、続いてなのですが、4目の環境衛生費、137ページ、端的に聞かせていただきたいのですが、墓地の管理に要する経費の関係なのですが、清掃管理委託料ということで198万円が計上されておりますけれども、墓地の管理に要する経費、清掃管理委託、清掃管理となると私はふと思うのはやはり1年で1回、お盆の時期、皆さんが墓参りに行って、そして墓参りに行ったことによって汚れたりとかする部分の清掃が集中的に

ある時期がここなのかなと思うのですけれども、そういったところのための清掃管理委託料なのか、それとも年間通して清掃管理として委託をしていることなのか、その辺の考えを聞かせていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 こちらの墓地の管理委託料なのでございますけれども、これにつきましては草刈りというのがまずありまして、これについては草が伸びた時期です。あとそのほかに墓参時期、8月のお盆の時期に10日間ほど、これについては墓地の清掃をしてございます。あともう一点、墓地の中に立ち木もございまして、秋口にはその木を保護するような措置をしてございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。草刈り、ちょうどお盆の時期だと思いますけれども、墓参りの関係で10日間ほど、それと立ち木の関係の清掃というか、そういったことに使われているということで答弁いただきましたので、私はこれで終わります。

○委員長 北谷文夫君 他にございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。138ページ、第2項清掃費、ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。142ページ、第5款労働費、第1項労働諸費、ございせんか。

増井浩一委員。

○増井浩一委員 第1項の労働諸費の季節労働者対策に要する経費で砂川地域通年雇用促進支援事業とありますけれども、この事業の内容を教えてくださいたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 予算計上9万円でございまして、平成18年に季節労働者の方の冬期技能講習給付金、奨励金等々が廃止されて、これにかわるものとして平成19年度から砂川地域通年雇用促進協議会というのを設立しまして、構成は砂川市、歌志内市、上砂川町、奈井江町の2市2町でございまして、そのほか商工会議所、商工会、地区連合、労働組合等々が各2市2町、この協議会に参画されまして、季節労働者の通年雇用化、要は季節労働者から従業員になるという、そういう促進をする協議会でございまして。

○委員長 北谷文夫君 増井浩一委員。

○増井浩一委員 それで、その季節労働者から通年雇用にしようとするためにどのようなことをやっているのかお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 砂川市の商工労働観光課内に通年雇用促進協議会の支援員を配置しておりまして、この支援員を中心に2市2町管内で、まず季節労働者のいる

事業所の企業訪問をしております。平成25年度で102社企業訪問をしております。さらには、通年雇用化に伴う、通年雇用化に向けた啓発のパンフ、これを配布していると。さらには、車両系建設機械の免許を取ってから5年経過した方、こちらの安全衛生教育というのが法律のほうで受けるように努力義務になっております。こちらの講習をしているというのが主なものでございます。

○委員長 北谷文夫君 増井浩一委員。

○増井浩一委員 わかりました。

その講習会受けた方は、25年度で結構なのですけども、何人ぐらいいたのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 安全講習につきましては、10年コースと5年コース、2つございまして、10年コースにつきましては残念ながら定員8名のところ受講者はなしと。5年講習につきましては7名の方が受講されたということでございます。

○委員長 北谷文夫君 増井浩一委員。

○増井浩一委員 それで、通年雇用になった方は何人、全員がなったということでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 ご質問の今の講習から連動してという部分ではなくて、企業訪問をして最終的に通年雇用化になった方の人数ということで押さえさせていただきます。これは24年度でございますけれども、砂川市民ではなくて砂川の事業所です。砂川市で7社14名、歌志内市で2社3名、奈井江町で2社3名、上砂川町で1社1名ということで、24年度では合計12社21名が通年雇用化になったというふうな状況でございます。

○委員長 北谷文夫君 増井浩一委員。

○増井浩一委員 わかりました。雇う側もやっぱりそういう資格を持って行って通年雇用しようかという気持ちになると思いますので、今後もこういう事業をやっていただきたいなと思ひまして、終わります。

○委員長 北谷文夫君 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。144ページ、第6款農林費、第1項農業費、ございますか。

土田政己委員。

○土田政己委員 それでは、農業費について147ページお伺いいたします。

まず、稲作農業振興補助金というのがあります。これは、米の品質向上のために珪酸を援助するというお話でありましたけれども、まずこれは全ての稲作農家が対象になるのか、対象農家についてちょっとお伺いしたいと思うのですが。

○委員長 北谷文夫君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 全ての農家が対象となります。稲作農家です。水稻、主食用米をつくっている農家が対象ということになります。

○委員長 北谷文夫君 土田政己委員。

○土田政己委員 主食用米農家というのですけれども、これ結局お米を出荷している農家なのか。自分で食べるためにつくっているという農家もあるのですけれども、これは米の出荷農家というふうに理解していいのかどうなのか、確認なのですが。

○委員長 北谷文夫君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 販売農家ということで理解していただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 土田政己委員。

○土田政己委員 わかりました。

では次に、鳥獣被害対策に要する経費で有害鳥獣駆除委託料がありますが、これは恐らく猟友会のほうに委託するのだらうと思うのですが、砂川市の猟友会も高齢化をして大変だという状況が地域的にもあるのですが、これまで中心になってくれた猟友会の方もなかなか大変な状況になったような状況もあるものですから、この辺で猟友会の会員の皆さんが減少して困難でないかというふうに思うのですが、それらの状況はどのようにお考えになっているのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 有害鳥獣駆除等業務委託でございますが、今現在は猟友会砂川支部に委託をしております。委員のご質問では、猟友会が高齢化して、もう委託が難しいのではないかというご質問だと思いますけれども、まず鳥獣、これ委託はカラスだとか鹿を駆除していただくという委託なのですけれども、駆除の担い手としては猟友会以外に今のところは考えられない状況だと思っています。猟友会のほうも平均年齢を見ますと63歳だとか高齢化はしておりますけれども、近年駆除、鹿の駆除ですけれども、鹿の駆除頭数も21年、22年当時は20頭程度だったのですけれども、23年は47頭、24年で72頭、ことしに至っては86頭ということで、ことしについては緊急捕獲事業ということで1頭とるごとに6,000円国から補助金が出るだとか、そういう制度もございますので、結構協力してとっていただいているという状況でございますので、これからも猟友会の高齢化、会員不足というところはあるのですけれども、それらも市としてどういう形で支援をしていけるかということも考えつつ、今のところは猟友会にこの委託事業をお願いするしかないかなというように考えております。

○委員長 北谷文夫君 土田政己委員。

○土田政己委員 そこでですね、北海道は新年度、26年度、いわゆる狩猟免許を持つ道職員で鳥獣捕獲チームを結成して、そして猟友会がない、薄い、困難なところに派遣するという制度を新年度からつくったようなのです。それで、これに係る経費は市町村で持

たなければならぬということになるのですが、道職員の中には免許を持った方が多いようで、結構なチームをつくって、30名以上のチームをつくって、何か大変な市町村には派遣するということが言われているのですけれども、そういうのも活用して、ぜひ特に鹿の駆除をやっていただきたいなど。砂川市は、先ほど25年度は八十何頭の鹿の捕獲といひまして、前年度よりふえているというのですが、例えば深川市でいうとこれは1人のハンターが100頭以上やっているのです、1人でも100頭以上とっているのです。ですから、決して80頭というのは、前年度に比べれば多いのですけれども、多くはないのです。ですから、鹿のふえるのに比べてやっぱりハンターの皆さんの手が足りないというのが現状でないかなというふうに思いますので、そういう道の制度も今度活用したらどうかというふうに思うのですが、その辺のお考えについてお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 道の制度ということでご質問ですけれども、ちょっと中身について詳しい中身が今わからない状況なのですから、使えるのであればこういう方も、どれくらいの負担がかかるかというところはまだ詳細にはわかりませんが、検討はしてまいりたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 土田政己委員。

○土田政己委員 砂川市の場合、有害鳥獣の特に鹿の被害については農作物の被害しか押さえていないで、先般新聞報道によれば、これは2012年度によって砂川市は203万円でしたね、農業被害だけなのですから。空知の統計によると、いわゆる農林業被害といって林業被害もあるのです。ところが、砂川市は林業被害については押さえていないし、林業被害対策については全くとられていないのですけれども、そういう意味ではこれからやっぱり農業だけでなく林業被害もしていく上では鹿の駆除というのは非常に大事な点だというふうに思いますので、ぜひその辺では道の制度も活用して被害額が少なくなるように取り組んでいただきたいというふうに思いますが、最後にその辺だけお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 エゾシカによる森林被害ということでございましたけれども、エゾシカによる森林の被害については砂川市を初め各市町村で調査しているというところはないのですけれども、振興局の森林室で被害調査を実施しております。平成24年度のエゾシカによる森林被害調査結果というのがあるのですけれども、国有林を除く森林被害面積として、平成24年度ですけれども、全道で3,172ヘクタール、被害額としまして2億2,407万9,000円、空知管内ですと被害面積が128ヘクタール、被害額が81万8,000円ということで、被害的には全道的に被害が拡大している状況というふうに聞いております。さらに、そらち森林組合によりますと、砂川市の森林での森林被害、これにつきましては植林後の苗木の食害、それと角研ぎによるトドマツ、角を研ぐの

ですけれども、それによってトドマツの皮がむけてそこから腐れが入るというような被害が若干見られるという状況でございます。それで、対策ということでございますけれども、ちょうど平成25年に砂川市内なのでございますけれども、森林環境保全整備事業等の附帯施設等整備における鳥獣防止施設等整備事業というのが、ちょっと長い名前なのでございますけれども、植林に伴っての附帯事業ということで、ネットフェンスというのを砂川市内でもことし1,490メートル設置しております。これは、森林所有者の負担も多少伴うのですけれども、森林組合が中心となって1,490メートル施設整備をしておりますので、砂川市全体で考えますとやはり今農業被害というのがかなり、砂川市でも委員さん言いましたように農業被害で203万円、空知管内では1億8,600万円にもなっております。農業被害の対策としましては、電気牧柵を設置したり、駆除等も行っているところですが、その電気牧柵というのはやっぱり今農地を守るために山からおりてくるなというような設置ですよ。また、森林対策、本来農業の被害があるから山にいなさいよと言っている鹿をまた山からも追い出すということになりますと、当然駆除しか考えられないのですけれども、その駆除についても猟友会の高齢化だとか会員不足ということでこれ以上なかなか望めないという状況がありますので、まずは市としましては今大きい農業被害、こちらのほうを重点的に行って、森林被害については多少はございますけれども、調べた限りでは空知管内でも80万程度の被害でございますので、そちらのほうについては先ほど話ししましたちょっと長い名前の鳥獣被害施設防止等整備事業、こういうのを活用していただいて、森林所有者のほうで行っていただければなというふうに思います。

○委員長 北谷文夫君 土田政己委員。

○土田政己委員 わかりました。

先般の新聞報道によると、鳥獣対策、特に鹿の対策で、たまたま栗山町が95キロにわたって2億円かけて国の補助金を得てフェンスをつくって農地を全部守ったそうなのです。それによって空知全体の被害額が落ちたと。ほかのまちではふえているのだけれども、栗山町がどんとそれによって落ちたために空知全体の被害額が減ったことにはなっているのですが、それは栗山町が2億円かけてそういう農地を全て95キロを囲ったからなのですが、そういう国の補助金というのをやっぱり活用して、ぜひ農業被害、電気牧柵だけではもうどうにもならないような状況にもなっているのです、その辺も本格的な鳥獣対策をとっていただきたいなというふうに思います。これは、一般質問になりますので、終わりますので、この点をお願いいたします。

○委員長 北谷文夫君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 私も鳥獣被害対策に要する経費というところで質問があるのですけれども、土田委員さんがいろいろ質問してお答えになったことを前提に、ハンター不足の話について、先日猟友会の方ともいろいろお話しさせていただいて、やっぱり後継者不足で悩んでおられるという中で、今課長のご答弁の中で道職員のハンター部隊の活用については



今後調べてみたいというふうなお話だったと思いますので、それはそれとしてぜひやっていただきたいと思いますし、と同時に各自治体でも同様な悩みがあって、ここは今農林費についてやっていますけれども、交通事故だとか、列車の事故だとか、いろんなことを含めると被害額って相当なものに上るのではないかなというふうに思うのです。そういった意味で各自治体も知恵を出し合って、学校と提携して女性のハンターを養成したりとか、あるいは若手の商工業者の方、あるいはサラリーマンの方に講習会をやってみたりと。今の若い人は、なかなか殺生するということは好まないということなので、殺生だけでいくと大変問題になるので、社会貢献の側面ですとか、それからもう一つ、クレー射撃というのですか、ただ殺すだけではなくてゲーム性のやつもあわせて導入したりとか、いろいろ検討もしているようなのですが、自治体の中で例えば公務員の方、先ほど道職員の方のお話ありましたけれども、市の職員の方の養成ですとか、こういうのも一法ではないかなと思うのです。市の職員だけということではないですよ。先ほど言った若手の商工業者、サラリーマンの若手も含めて研修会だとか、そういう啓発活動といったこともぜひ検討していただきたいなと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 ハンターになるための啓発活動ということでございますけれども、本当に農業者の方やいろいろな方が有害鳥獣で困っているというところは理解できるのですけれども、ハンターについての狩猟免許、砂川市におきましても狩猟免許を取りたい方については補助事業だとか、あと予備講習の実施、予備講習の講習料を補助したりだとか、いろいろとそういう形はとっております、農業委員会だより等でもそういう補助がありますので狩猟免許取りませんかというような啓発はしておりますけれども、市全体での啓発活動というのは実際は実施していません。その辺はこれから少し検討はしたいとは思いますが、あと担い手の支援ということで、この間ちょっと近隣の市町村の農政課担当が集まったことがあったのですけれども、その中で芦別市とかは数も年間1,000頭ぐらいとれているのですよね。結構そういう形でとれているのですけれども、それにもかかわらず来年度からはハンター免許取る補助を10万円を限度に補助をするような、そういうようなことも言っておりましたので、砂川市におきましてもそういうちょっと大きな補助になるかとは思いますが、思い切った政策をとれるかどうかというところを検討していきたいなというふうに思っております。

○委員長 北谷文夫君 余り広くならないように、一般質問にならないようにお願いします。

経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 今ほどちょっと課長のほうからご説明させていただいたのですが、なかなかハンターというのも難しく、例えば免許だけ持っていればいいというものでございませぬし、まず銃器を持たなければならないと。銃器を持つには、また銃

器の許可が必要になりますし、銃器も結構な値段がする。先ほどもありましたように狩猟のため、あるいは自分の趣味のため、いろいろあるのですけれども、そういう銃器を持つにも割と高額な費用がかかりますし、また銃器を持てばやはり射撃の訓練というか、練習もしなければならぬ。この地域では浦臼にあるのですけれども、ただ実際の弾を打つということになってくると、これも結構な値段するということで、どちらかという今課長のほうからもあったのですけれども、そういう補助制度もやっているところもあるのですけれども、やはり自分の趣味で持たれる方とか、あるいはそういう駆除目的にやられる方といろいろあると思うのです。そういう中での一市町村では補助を持っているという部分でございますので、そういう自分で持つ銃器に対する補助とか含めてなかなかこれは全体的に検討していかなければならないところでございますので、ただいずれにしましても先ほどもありましたように道職員で持たれている方がいるという新聞報道も私のほうも見ておりますので、そういう部分できるだけ有効に活用できるものであれば、そういう中でやっていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 一般質問にならないようにしゃべってください。

増山裕司委員。

○増山裕司委員 この鳥獣被害対策に要する経費225万7,000円を計上しておりますけれども、今のご答弁いただいた内容もよくわかりました。今一般質問にならないようにということなのですが、経費、この225万7,000円が定住自立圏構想でも一つのテーマになっているようですから、またここで大所高所で検討されるのだなということを含めまして、ご答弁ありがとうございました。

終わります。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 149ページの多面的機能支払事業に要する経費でお伺いしたいと思います。

今回のこれは、新しく創成された農地維持支払制度というのと今まで砂川市でもあった農地・水の組みかえである資源向上支払制度が一緒になって、この多面的機能支払事業というふうになったと思うのですけれども、今までは中山間の事業と農地・水は同じ地域では、同じ地域というのは同じ組合というのですか、同じ団体ではできなかったのだらうと思うのです。そこをまずお伺いしたいのです。

○委員長 北谷文夫君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 今までの農地・水と中山間事業ですけれども、団体は両方やっている団体もあります。ただ、農地をかぶらせないという形でやってきました。だから、中山間でお金をもらえる農地は農地・水の交付金の対象にはしませんよという形でやってまいりました。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それで、今回ののは、この多面的機能支払事業というのは基本的には中山間とあわせてもらってもいいようになったのかどうかをお伺いしたいのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 砂川市の場合は、農地・水と中山間、対象農地をダブらせてはおりませんけれども、もともと農地・水の時代からダブって交付することはだめではありませんでした。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 だめではないというところで、今回の多面的機能支払事業に要する経費に関しては、市としてはどういうふうな方向性を持たれているのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 これまでと同様に中山間とはダブらせない形で、予算につきましては農地・水の金額よりも今回多面的機能支払のほうが高くなりましたので、面積は同じ形で単価をアップさせて予算を計上しております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それで、地域としてはこういうふうにも新規の農地維持支払というのが新しくできたということも含めて、ぜひダブって、要するに国がいいと言っているそのものを砂川市でもやってほしいというような要望があるのですけれども、この辺のところは砂川市としてはなぜだめというふうにしているのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 なぜだめかというところなのですけれども、平成24年からこれまでやっておりませんでした中山間事業、関係者に拡大して、農業者が手にとる補助金もかなり多くなったというふうに理解しております。それと、ちょっと資料はないのですけれども、当時24年に中山間を拡大するときに近隣等の状況も調べた結果、奈井江町さんはダブって交付しておりますけれども、それ以外はダブった形で事業を実施しているところは少なかったというふうに覚えておりますので、そういう観点から、ダブらせない形で事業を進めたというところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 砂川の農業というのは、すごく高齢化が進んで後継者もなかなかいないという状態の中で、みんなで共同しながら農地を維持していこうという気持ちのあるところは皆さんそうだと思うのですけれども、やっぱりそういう共同事業あるいは農地を維持するためのお金というのはあったほうがいいと思うのです。そして、それによって農地がもしも健全に引き継いでいかれるような状況とか、若い人たちがより新規就農で入りやすいような状況というのはあったほうがいいと思うのですけれども、この辺のところは今後も今の国では認められているけれども、砂川市ではダブってはだめというような方向性をずっと維持していこうとされるのかどうかということなのですけれども、中山間地の直

接支払制度のQアンドAというのを私持っているのですけれども、これ農水省のホームページから持ってきたのですけれども、中山間地の直接支払の交付金を共同事業で充てて、そこが今回この多目的支払事業との一緒になっていったときに、別の活動、例えば農作業機械の共同購入や何かにもぜひ使ってくださいというような、どんどんやってくださいという国の方向性があるって、特に今の自民党政権は何とか農業に手厚いようにというふうになってきて、砂川市内でもこういうものをダブってでもいいから、農地を守るために共同で何かをやるために頑張ったいというところがあるのだとすれば、ぜひそういう方向性をとってあげたらいいのではないかなと思うのですけれども、そこにだめだよというこだわりの理由、もう一度聞かせてください。

○委員長 北谷文夫君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 国のほうはダブってもいいという形でいろいろQアンドAもつくっておりますけれども、実際お金は国は50%、北海道が25%、市町村が25%の負担をしているところでございますので、砂川市も当然25%の負担が伴ってくるということもございまして、なかなか周りの市町村の状況から見ましてもダブってやるということは今のところは考えてはおりません。

○委員長 北谷文夫君 他にありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、148ページ、第2項林業費、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次、150ページ、第7款商工費、第1項商工費、ございますか。

〔挙手する者あり〕

ただいまの項につきましては、あす審査を行います。

#### ◎散会宣告

○委員長 北谷文夫君 本日はこれで散会します。

散会 午後 3時51分